

2009年合格目標・財務諸表論アタックIコース第1回・補助資料

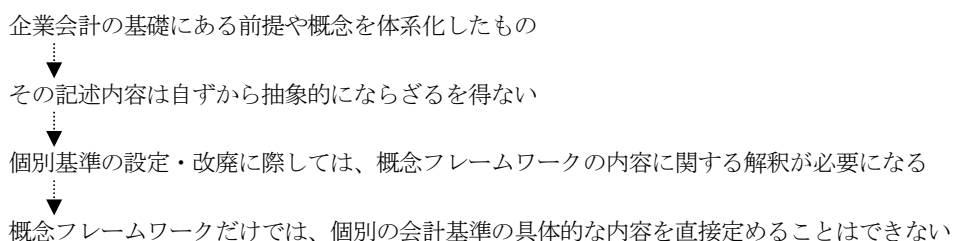
討議資料「財務会計の概念フレームワーク」

1. 概念フレームワークの役割

企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したもの	会計基準に対する理解が深まる
既存の基礎的な前提や概念に吟味と再検討を加えた結果を反映したもの	将来の基準開発に(基本的な)指針を与える

(注) 吟味と再検討を加えた結果を反映: 概念フレームワークの内容には、現行の会計基準の一部を説明できないものが含まれていたり、いまだ基準化されていないものが含まれている

2. 概念フレームワークと会計基準



3. ディスクロージャー制度と財務報告の目的

ディスクロージャー制度の存在意義	情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進する
財務報告の目的	投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示すること

(注) 「投資のポジション」に類似する用語としては、従来、「財政状態」という用語が用いられてきたが、この用語は多義的に用いられているため、新たに抽象的な概念レベルで使用する用語として、「投資のポジション」が用いられた。

会計基準の役割	ディスクロージャー制度を支える社会規範
---------	---------------------

4. ディスクロージャー制度の全体的なイメージ

情報の非対称性	経営者：情報の入手機会は、多い
	投資家：情報の入手機会は、少ない



情報開示が不十分な場合は、投資家は投資を躊躇する
 → 証券の円滑な発行・流通が妨げられる
 → 経営者に対しても、不利益となる



経営者には、そもそも、企業情報を自発的に開示する誘因がある



会計基準の役割	ただし、虚偽情報を排除するとともに情報の等質性を確保する最小限のルールは必要である
---------	---



投資家は、企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要とする



利益の情報を利用することは、同時に、利益を生み出す投資のストックの情報を利用することも含意している(注1)

(注1) 投資の成果の絶対的な大きさのみならず、それを生み出す投資のストックと比較した収益性（あるいは効率性）も重視される。

(参考1) 会計情報は技術的な制約や環境制約のもとで作成されるものである。会計情報だけで投資家からの要求のすべてに応えることはできない。

(参考2) 会計情報は企業価値の推定に資することが期待されているが、企業価値それ自体を表現するものではない。企業価値を主体的に見積るのは自らの意思で投資を行う投資家であり、会計情報には、その見積りにあたって必要な、予想形成に役立つ基礎を提供する役割だけが期待されている。

5. ディスクロージャー制度における各当事者の役割

経営者	情報を開示して、資金を調達する
投資家	情報を利用して、企業に資金を提供する
監査人	保証業務を通じて情報の信頼を高める

(注1) 経営者：将来の企業成果の予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である

(注2) 監査人：監査人には経営者が作成した情報を監査する責任が課されているのであり、財務情報の作成責任はあくまでも経営者が負う

6. 投資家 → 潜在的な投資家も含まれる

投資家	証券市場で取引される株式や社債などに投資する者をいい、 これらを現に保有する者だけでなく、 これらを保有する可能性のある者を含んでいる
-----	---

今日の証券市場においてはさまざまな情報仲介者が存在し、
十分な分析能力を持たない投資家に代わって証券投資に必要な情報の分析を行っている



十分な分析能力を持たない投資家も、これらの仲介者を利用することにより、
分析能力を高めるのに必要なコストを節約しながら証券投資を行うことができる



概念フレームワークでは、
一定以上の分析能力を持つ投資家を情報の主要な受け手として想定している

7. 会計基準の便益

経営者	<ul style="list-style-type: none"> 投資家の最低限の情報要求が明らかになる（個別に確かめずに済む） 会計基準に従って作成した情報は、投資家の信頼を得られやすい 結果として、投資家の要求する資本コストが下がり、企業価値が高まる
投資家	<ul style="list-style-type: none"> 信頼できる情報を低いコストで入手できる
監査人	<ul style="list-style-type: none"> 監査上の判断の基礎となる（判断基準）

(参考) 資本コスト：投資家が企業に期待する収益率

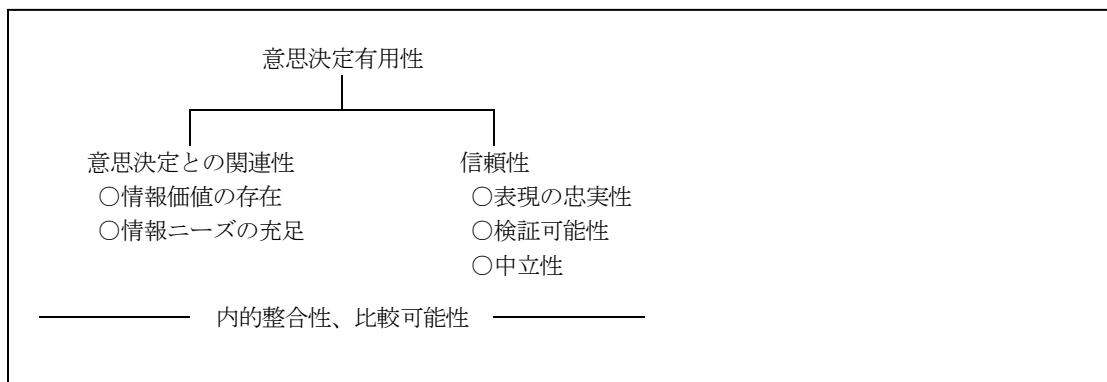
8 (参考) 会計情報の副次的な利用

会計基準の設定にあたり最も重視されるべきは、財務報告の目的の達成である



しかし、会計基準の設定・改廃を進める際には、
 会計情報の副次的な利用（公的規制や私的契約等を通じた利害調整）に及ぼす影響も、
 同時に考慮の対象となる

9. 会計情報の質的特性



会計情報の基本的な特性	意思決定有用性	
意思決定有用性を支える特性	意思決定との関連性	情報価値の存在 ----- 情報ニーズの充足
	信頼性	表現の忠実性 ----- 検証可能性 ----- 中立性
一般的制約となる特性	内的整合性	
	比較可能性	

(注1) 意思決定有用性を支える特性: 会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるか否かを直接判定する規準として機能する

(注2) 一般的制約となる特性: 会計情報が有用であるために必要とされる最低限の基礎的な条件 → 意思決定有用性が直接的に判断されるわけではないが、しばしば、意思決定との関連性や信頼性が満たされているか否かを間接的に推定する際に利用される

10. 意思決定有用性

意思決定有用性	投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であること
---------	-----------------------------

(注) 意思決定有用性は、意思決定との関連性と、信頼性の2つの下位の特性により支えられている。さらに、内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし関限界として機能する。

11. 意思決定との関連性 (意思決定有用性を支える特性・その1)

意思決定との関連性	会計情報が将来の投資の成果についての予測に関連する内容を含んでおり、企業価値の推定を通じた 投資家による意思決定に積極的な影響を与えて貢献すること
-----------	--

(1) 情報価値(の存在) : 投資家の予測や行動が当該情報の入手によって改善されること

会計基準の設定局面において、新たな基準に基づく会計情報の価値は、不確かな場合が多い

そのケースでは、投資家による情報ニーズの存在が、情報価値を期待させる(注1)

(2) 情報ニーズの充足も、意思決定との関連性を支える特性である

(注1) 投資家からの要求に応えるために、会計基準の設定・改廃が行われることもある。

12. 信頼性 (意思決定有用性を支える特性・その2)

信頼性	会計情報が信頼に足る情報であること
-----	-------------------

信頼性を支える特性	中立性	一部の利害関係者の利害に偏重しない財務報告
	検証可能性	測定者の主観に左右されない、事実に基づく財務報告
	表現の忠実性	事実と、会計上の分類項目との、明確な対応関係

13. 特性間の関係

意思決定との関連性	意思決定との関連性と信頼性は同時に満たすことが可能な場合もあれば、両者の間にトレードオフが生じることもある
信 頼 性	

(注1) 例えば、測定に主観が入る見積り情報の場合には、意思決定との関連性と信頼性との間にトレードオフが生じ得る。

(注2) 両特性間にトレードオフの関係がみられる場合は、双方の特性を考慮に入れたうえで、新たな基準のもとで期待される会計情報の有用性を総合的に判断することになる。

14. 内的整合性と比較可能性（一般的制約となる特性）

会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるか否かを直接判定する規準ではなく、
会計情報が有用であるために必要とされる最低限の基礎的な条件



意思決定有用性が直接的に判断されるわけではないが、
しばしば、意思決定との関連性や信頼性が満たされているか否かを間接的に推定する際に利用される



階層全体を支える一般的制約となる特性として位置づけられる

15. 内的整合性（一般的制約となる特性・その1）

内的整合性	ある個別の会計基準が、 会計基準全体を支える基本的な考え方と矛盾しないこと
-------	--

ある個別の会計基準が内的に整合している場合、
その個別基準に従って作成される会計情報は有用であると推定される



ただし、そのような推定方法が有効に機能するのは、
既存の会計基準の体系が有用な会計情報を生み出していると合意されている場合である



環境条件や会計理論のパラダイムが変化したことにより、
そのような合意が成立していないと判断される場合には、
既存の体系との内的整合性によって意思決定との関連性や信頼性を推定することはできない

(参考) 環境等が変化した場合には、従来の環境条件に適合した会計基準との整合性を問う意味が失われる → この場合には、新たな環境に適合する会計基準の体系を模索することになる

16. 比較可能性（一般的制約となる特性・その2）

比較可能性	同一企業の会計情報を時系列で比較する場合、 あるいは、同一時点の会計情報を企業間で比較する場合、 それらの比較に障害とならないように会計情報が作成されていること
-------	--

比較可能性：時系列比較(期間比較)や企業間比較ができること



会計情報が比較可能であるためには、

- (1) 同様の事実(対象)には、同一の会計処理が適用される必要がある
- (2) 異なる事実(対象)には、異なる会計処理が適用される必要がある



比較可能性が確保されるためには、財務諸表の報告様式の統一はもちろん、同一の会計方法が継続的に(首尾一貫して)適用されなければならない。その変更の際には、利用者の比較作業に資するための情報の開示が必要となる

(注) 実質優先：2つの取引(企業活動)の法的形式が異なっているが、実質が同じ場合、2つの取引には同じ会計処理が適用される。

また、2つの取引(企業活動)の外形的形式や一般属性が同じであるものの、実質が異なる場合には、2つの取引には、それぞれ異なる会計処理が適用されなければならない。

17. 財務諸表の構成要素

資産	過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源
----	-----------------------------------

(注1) 支配：所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態

(注2) 経済的資源：キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む

(注3) 一般に、繰延費用と呼ばれてきたものでも、将来の便益が得られると期待できるのであれば、それは、資産の定義には必ずしも反していない

(注4) 資産の一般的な定義：当該企業に属する経済的便益(収益をもたらす力)であり、貨幣額で合理的に測定できるもの

負債	過去の取引または事象の結果として、 報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物
----	---

(注1) ここでいう義務の同等物には、法律上の義務に準じるものが含まれる

(注2) 繰延収益は、この概念フレームワークでは、原則として、純資産のうち株主資本以外の部分となる

(注3) 負債の一般的な定義：当該企業の経済的便益の犠牲であり、貨幣額で合理的に測定できるもの

純資産	資産と負債の差額
-----	----------

株主資本	純資産のうち、報告主体の所有者である株主に帰属する部分
------	-----------------------------

(参考) 資産総額のうち負債に該当しない部分は、すべて純資産に分類される。これと同時に、純利益を重視して、これを生み出す投資の正味ストックとしての株主資本を、純資産の内訳として定義している。その結果、純資産には株主資本に属さない部分が含まれることになる。

包括利益	特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分
------	--

純利益	特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分
-----	---

(参考) 包括利益のうち、①投資のリスクから解放されていない部分を除き、②過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分を加え(注1)、③少数株主損益を控除すると、純利益が求められる(注2)。

(注1) このことを、リサイクリングということもある(→後述)。

(注2) ②の処理に伴う調整項目と、①の要素をあわせて、その他の包括利益と呼ばれることもある。

(注3) 投資のリスクからの解放：投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる。

18 (参考) 投資のリスクからの解放

投資のリスクからの解放：投資にあたって期待された成果が事実として確定すること



特に事業投資については、
事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるときに、
投資のリスクから解放されると考えられる

「投資のリスクからの解放」と類似したものとして、①「実現」、あるいは②「実現可能」という概念がある。

①「実現した成果」については解釈が分かれるものの、最も狭義に解した「実現した成果」は、売却という事実に基づけられた成果、すなわち非貨幣性資産の貨幣性資産への転換という事実に基づけられた成果として意味づけられることが多い。この意味での「実現した成果」は、この概念フレームワークでいう「リスクから解放された投資の成果」に含まれる。ただし、投資のリスクからの解放は、いわゆる換金可能性や処分可能性のみで判断されるのではない。

②他方の「実現可能な成果」は、現金またはその同等物への転換が容易である成果（あるいは容易になった成果）として意味づけられることが多い。この意味での「実現可能な成果」の中には、「リスクから解放された投資の成果」に該当しないものも含まれている（注）。

(注) 例えば、上場している子会社関連会社株式やその他有価証券は、現金あるいはその同等物への転換が容易であり、その時価評価差額は「実現可能な成果」と解釈することもできる。しかしこれらの有価証券の売却処分には事業上の制約が課されており、その時価評価差額はリスクから解放された投資の成果とはいえない。

収益	純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、 特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、 投資のリスクから解放された部分
----	--

費用	純利益または少数株主損益を減少させる項目であり、 特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、 投資のリスクから解放された部分
----	--

(参考) 利益を増加させる要素を収益と利得に分け、利益を減少させる要素を費用と損失に分ける考え方もあるが、この概念フレームワークでは、収益と利得、費用と損失を特に区別することなく一括して収益、費用と称している。それらを細分して独立の要素とみななければならないほど、根源的な相違があるとは考えられないからである。

19 (参考) 純利益・包括利益計算書のイメージ

↓
ただし、株主資本の払込みなどによる純資産の増加は考慮していない

(1) 現行のP/L

貸借対照表			損益計算書	
資 産	負 債		費 用	
	期首株主資本			
純資産の増加額	利 益 剰 余 金	一致	収 益	
	評価・換算差額等			

(2) 純利益・包括利益計算書のイメージ

貸借対照表			純利益・包括利益計算書		
資 産	負 債		費 用		
	期首資本				
純資産の増加額	利 益 剰 余 金	連携あり	包 括 利 益	純利益	収 益
	その他包括利益累積額			その他包括利益	

20 (参考) 包括利益とリサイクルのイメージ

リサイクル：一旦は包括利益として認識された未実現損益が、実現した場合に、
 実現した損益をその事業年度の損益計算書に振り替えて計上すること

当社は、×1 期期首において、その他有価証券を 2 株（取得原価 200）保有している			
—	取得原価	時 価	評価差額
×1 期末	200	200	ゼロ
×2 期末	200	220	20
×3 期中において、2 株のうち 1 株（取得原価 100、時価 110）を、200 で売却した			
(×3 期中の売却分)	(100)	(110)	(10)
(×3 期中の残存分)	(100)	(110)	(10)
×3 期末	100	150	50

×1 期・期首 B/S

諸 資 産	1,000	資 本 金	1,200
有価証券	200	—	

1	現在の会計処理のイメージ	その他有価証券の評価差額を純資産直入し、翌期首には反対仕訳で相殺する（洗替法）
2	包括利益を計算し、当期純利益を表示し、リサイクルを行うパターンのイメージ	その他有価証券を時価評価し、評価差額（P/L 項目）を、実現利益を意味する当期純利益とは区別する
3	包括利益を計算し、当期純利益を表示せず、リサイクルを行わないパターンのイメージ	その他有価証券を時価評価し、評価差額（P/L 項目）を、実現利益を意味する当期純利益とは区別しない

(注) 勘定科目については、便宜上、より一般的・抽象的なものを用いることとする。

1	現在の会計処理のイメージ	その他有価証券の評価差額を純資産直入し、翌期首には反対仕訳で相殺する（洗替法）
---	--------------	---

(注) 各期に収益2,000と費用1,000があるものとするが、これに関する仕訳は省略している

×1期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
当期純利益	1,000		-

×1期・(期末) B/S

諸資産	2,000	資本金	1,200
有価証券	200	利益剰余金	1,000

×2期・仕訳

有価証券	20	評価差額金	20
------	----	-------	----

×2期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
当期純利益	1,000		-

×2期・(期末) B/S

諸資産	3,000	資本金	1,200
有価証券	220	利益剰余金	2,000
-		評価差額金	20

×3期・仕訳

評価差額金	20	有価証券	20
現金預金	200	有価証券	100
-		有価証券売却益	100
有価証券	50	評価差額金	50

×3期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
当期純利益	1,100	有価証券売却益	100

×3期・(期末) B/S

諸資産	4,200	資本金	1,200
有価証券	150	利益剰余金	3,100
-		評価差額金	50

2	包括利益を計算し、当期純利益を表示し、リサイクリングを行うパターンイメージ	その他有価証券を時価評価し、評価差額（P/L項目）を、実現利益を意味する当期純利益とは区別する
---	---------------------------------------	---

(注) 各期に収益2,000と費用1,000があるものとするが、これに関する仕訳は省略している。

—	P/L		B/S
実現利益	(当期純利益)	包括利益	利益剰余金
評価差額	(その他包括利益)		その他包括利益累積額

×1期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
当期純利益	1,000	—	

×1期・(期末) B/S

諸資産	2,000	資本金	1,200
有価証券	200	利益剰余金	1,000

×2期・仕訳

有価証券	20	評価差額	20
------	----	------	----

×2期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
(当期純利益)	1,000	評価差額	20
(その他包括利益)	20	—	

×2期・(期末) B/S

諸資産	3,000	資本金	1,200
有価証券	220	利益剰余金	2,000
—		その他包括利益累積額	20

×3期・仕訳

現金預金	200	有価証券	110
—		有価証券売却益	90
その他包括利益累積額の調整(注)	10	有価証券売却益	10
有価証券	40	評価差額	40

(注) 「その他包括利益累積額の調整」は損益計算書項目の勘定であり、この仕訳がリサイクリングに該当する。

×3期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
(当期純利益)	1,100	有価証券売却益	100
その他包括利益累積額の調整	10	評価差額	40
(その他包括利益)	30	—	

×3期・(期末) B/S

諸資産	4,200	資本金	1,200
有価証券	150	利益剰余金	3,100
—		その他包括利益累積額	50

(注) その他包括利益累積額 50 = 前期からの繰越額 20 + 当期の増加額 30

3	包括利益を計算し、当期純利益を表示せず、リサイクリングを行わないパターンイメージ	その他有価証券を時価評価し、評価差額 (P/L項目) を、実現利益を意味する当期純利益とは区別しない
---	--	--

(注) 各期に収益 2,000 と費用 1,000 があるものとするが、これに関する仕訳は省略している。

—	P/L	B/S
実現利益	包括利益	利益剰余金
評価差額		

×1期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
包括利益	1,000	—	

×1期・(期末) B/S

諸資産	2,000	資本金	1,200
有価証券	200	利益剰余金	1,000

×2期・仕訳

有価証券	20	評価差額	20
------	----	------	----

×2期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
包括利益	1,020	評価差額	20

×2期・(期末) B/S

諸資産	3,000	資本金	1,200
有価証券	220	利益剰余金	2,020

×3期・仕訳

現金預金	200	有価証券	110
—		有価証券売却益	90
有価証券	40	評価差額	40

×3期・(期末) P/L

営業費用	1,000	売上高	2,000
包括利益	1,130	有価証券売却益	90
—		評価差額	40

×3期・(期末) B/S

諸資産	4,200	資本金	1,200
有価証券	150	利益剰余金	3,150

(以上)